

平成 31 (2019) 年度の農産物放射性物質モニタリング検査の実施について
(概要版)

平成 31 (2019) 年 3 月 29 日
栃 木 県 農 政 部

国のガイドラインやこれまでの検査実績を踏まえ、モニタリング検査を継続し県産農産物の放射性物質の低減状況を確認する。

◆検査の基本的な考え方

項目	平成 30 (2018) 年 7 月以降	平成 31 (2019) 年度
位置付け	原子力災害対策特別措置法に基づく環境モニタリング検査として、農産物モニタリング検査を実施し、県産農産物の放射性物質の低減状況を確認する。	同左
対象核種	・放射性セシウム	同左
対象品目	販売を目的に生産される品目のうち「本県を代表する主要な農産物」「比較的风险が高い農産物」	同左
検査単位 (区域)	汚染状況重点調査地域は市町単位、他の地域は JA の区域 (JA 足利と JA 佐野は一区域とする) ただし、国から指示された品目や比較的风险の高い品目は、市町の区域	国から指示された品目や比較的风险の高い品目は、市町若しくは JA 単位で 1 点 その他の品目は、汚染状況重点調査地域のある JA 区域 (JA 足利と JA 佐野は一区域とする) で 1 点を基本とする
検査時期	出荷前	山菜類 (栽培) は出荷開始前 その他の品目は出荷開始前から出荷初期段階
検査頻度	・毎週 1 回を基本に、必要に応じて追加	毎週 1 回を基本とする
検査密度	①国のガイドラインに基づく出荷制限解除品目 当該市町：3 点 他市町：1 点 ②山菜類 (栽培) のうち、野生のもので出荷が制限されている品目 市町：1 点 ③直近 2 年連続で 10Bq/kg 以上検出された品目 汚染状況重点調査地域：市町 1 点 その他の地域：JA の単位 1 点 ④生産額が多い穀物類 ・米 吸収抑制対策実施市町：3 点 他市町：1 点 ・大豆 吸収抑制対策実施市町：3 点 他市町：1 点 ・そば (秋そば、夏そばごとに) 吸収抑制対策実施市町：3 点 他市町：1 点 ・麦 (二条大麦、六条大麦、小麦ごとに) JA 単位：1 点 ⑤生産額上位 10 位の品目 汚染状況重点調査区域：市町 1 点 JA 単位：1 点	①国のガイドラインに基づく出荷制限解除品目 該当なし ②山菜類 (栽培) のうち、野生のもので出荷が制限されている品目 市町 1 点 ③直近 2 年連続で 10Bq/kg 以上検出された品目 JA 区域 1 点 ④生産額が多い穀物類 ・米 JA 区域 1 点及び吸収抑制対策実施市町 1 点 ・大豆 JA 区域 1 点及び吸収抑制対策実施市町 1 点 ・そば JA 区域 1 点 (秋そば) 及び吸収抑制対策実施市町は秋そば、夏そばごとに 1 点 ・麦 (二条大麦、六条大麦、小麦ごとに) 汚染状況重点調査地域のある JA 区域 1 点及び作付面積 1 位の市町 1 点 ⑤生産額上位 5 位の野菜及び生産額 1 位の果樹 汚染状況重点調査地域のある JA 区域 1 点及び作付面積 1 位の市町 1 点
公表	・随時、県 HP に掲載 ・基準値超過等の場合は県政記者クラブ資料提供	同左
検査機関	原則、農業試験場で実施することとする。 なお、緊急の場合は農業振興事務所でも可とする。	同左
結果通知	・希望者に発行	同左